○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市小友町四九地割三二二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年一月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5255	株式会社キタガワ工芸	愛知県春日井市上田楽町川原先二千四百六十六番地一	平成二十八年十月三日から平成二十九年十月二日まで
5256	北陸フジコー株式会社	石川県小松市問屋町二十八番地	平成二十八年十一月十一日から平成二十九年十一月十日まで
5257	岩田光学工業株式会社	岐阜県羽島市江吉良町一千六百十番地	平成二十八年十一月二十四日から平成二十九年十一月二十三日まで

○経済産業省告示第三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十九年一月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	平成二十八年十二月二十二日から平成二十九年四月十二日まで
	糸魚川市	平成二十八年十二月二十二日から平成二十九年四月十二日まで

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市金浜第七地割八番一から同市金浜第三地割三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十三日

○東北地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市両石町第三地割一二八番三五から同市両石町第三地割一四七番二まで	前	五・五四～七一・五メートル	九・二九～七六・八四キロメートル
	後	一一・一九七～一一・〇九〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市両石町第三地割一二八番三五から同市両石町第三地割一四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十三日

○関東地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	土浦市中貫字館野八七九番一地先から同市中貫字門畑一六〇九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十四日

○関東地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百九十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目二七五番一から同市鬼高四丁目二七三番一まで	前	二二九・六五～二四五・六四メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	二三三・八八～二四五・六四メートル	〇・〇二三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所